

地域おこし協力隊の導入について

◆概要

下記参照（総務省 HP から引用）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

◆総務省の支援

- ・募集に要する経費及び活動経費等について特別交付税措置
- ・初任者研修（1年目）、ステップアップ研修（2～3年目）等の各種研修を実施 等

H26.6 安倍総理が地域おこし協力隊の活動に感動し、地域おこし協力隊員を、3年間で3倍にすることを総務大臣に指示 → 各種支援の充実

- ⇒ 起業化支援：地域おこし協力隊員の起業に要する経費 上限100万円を支給可能に
- ⇒ 地域要件の緩和：特別交付税措置の対象となる転出地の要件を拡大
- ⇒ 報償費の上限の弾力化：隊員のスキル等を考慮した上で、最大250万円まで支給可能に

◆宮城県内導入地区

登米市，栗原市，加美町，七ヶ宿町（計2市2町 4地区 13名）

農林水産業や地域住民と連携した積極的な地域おこし等の活動に従事

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- 制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
- 実施主体：地方公共団体
- 活動期間：概ね1年以上3年以下
- 総務省の支援：概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援
 - ①地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ②地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)
 - ※平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)
 - ③地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ 隊員数を28年度までに3,000人に！

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース
※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数(118名)とあわせた隊員数である。

隊員の約4割は女性

隊員の約8割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H25.6末調査時点